

4 特定化学物質取扱量の届出

条例第68条の規定により、特定化学物質等を取り扱っている特定化学物質等取扱事業者は特定化学物質の取扱量を管理指針に従って把握し、毎年度、届け出なければなりません。取扱量の把握は特定化学物質及び特定化学物質等取扱事業所ごとに行い、届出も事業所ごとに行います。

化管法に基づく第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出を行った場合は併せて条例に基づく特定化学物質取扱量の届出を行ってください。

届出対象者：特定化学物質等取扱事業者

届出期限：毎年度4月1日から6月30日まで

(6月30日が土日の場合は次の月曜日まで)

届出先：所管の東三河総局・県民事務所(電子申請・届出システムの

利用も可能)又は中核市(豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市)

届出部数：1部

※ 化管法の届出が、年間取扱量要件に該当せず、特別要件施設を有することのみにより届出対象となっている場合は、特定化学物質取扱量の届出は必要ありません。

(1) 届出対象化学物質：化管法の届出対象の化学物質と同じ

化管法により第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出を行った特定化学物質について、取扱量を届け出ます。

| 特定化学物質 | 年間取扱量(4月1日～3月31日) |
|------------------|-------------------|
| 第一種指定化学物質 515物質 | 1,000kg以上のもの |
| 特定第一種指定化学物質 23物質 | 500kg以上のもの |

※令和5年4月1日に対象物質を見直す省令が施行されました。

(2) 届出対象事業者＝特定化学物質等取扱事業者

「特定化学物質等取扱事業者」が対象となります。特定化学物質を取り扱っている事業者であって次の3要件を全て満たすものが特定化学物質等取扱事業者です。

① 化管法の届出対象の24業種に属する事業を行っている事業所を有する事業者
化管法の届出対象業種と同じです。

② 特定化学物質のいずれか1つの年間取扱量(4月1日～3月31日)が化管法の第一種指定化学物質の場合は1,000kg以上の事業所を有する事業者、特定第一種指定化学物質の場合は500kg以上の事業所を有する事業者

取扱量の算出方法は、化管法の届出と同じ算出方法であり、P R T R排出量等算定マニュアルⅠ・Ⅱ・Ⅲ(経済産業省・環境省)や各種業界の連合会や協会などで作成された業種別マニュアルが参考となります。

年間取扱量＝年間製造量＋年間使用量

年間使用量＝年間購入量＋年度当初在庫量－年度末在庫量

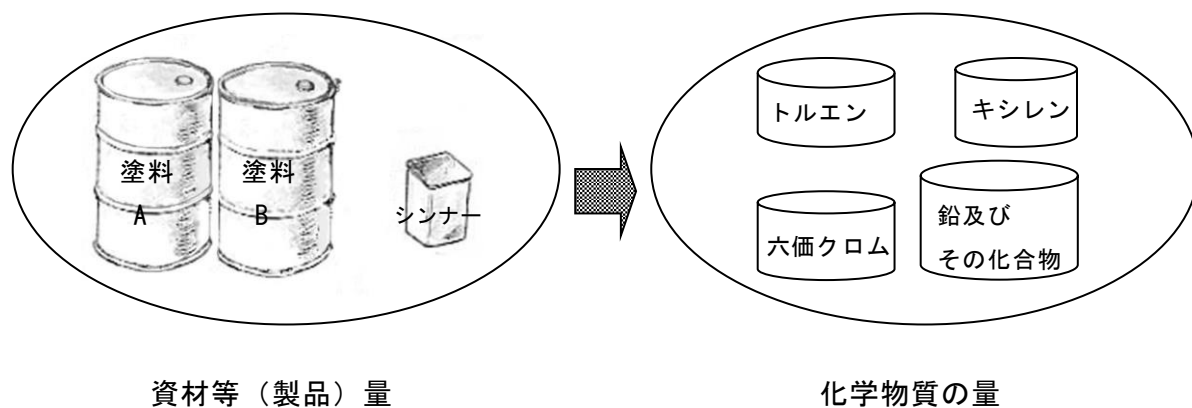
年間製造量：化学反応、精製等で作り出された化学物質の量

(例 化学反応で作られた化学物質については、クラフトパルプ漂白時に付随して生成されるクロロホルムがあげられ、精製で作られた化学物質については、廃シンナー等の精製によって製造されるトルエン、キシレンがあげられます。また、六価クロム化合物を使用する過程で、三価クロムが副生されるような副生成の場合も製造としてとらえます。)

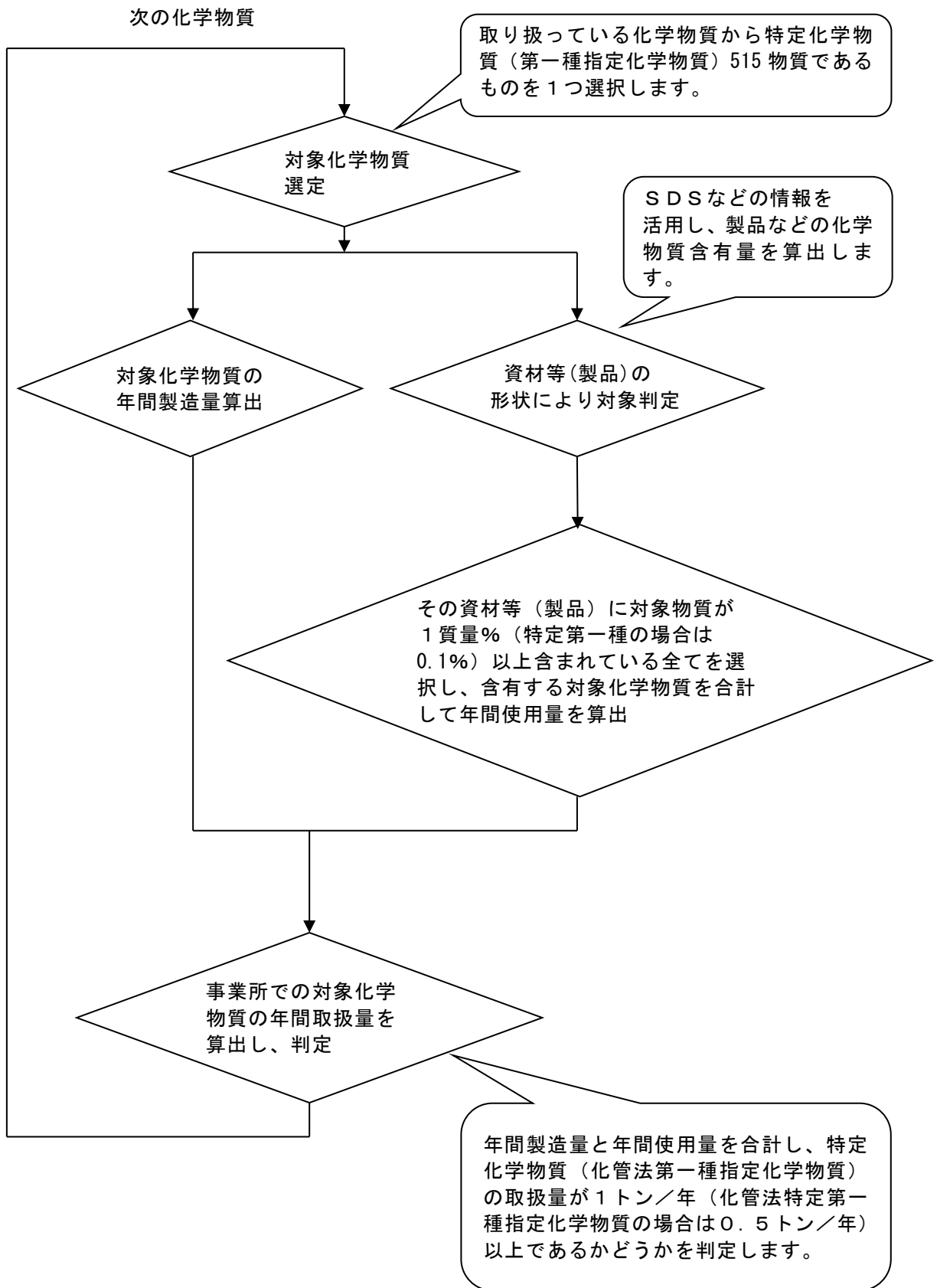
年間使用量：原材料、資材等として用いた化学物質の量

化学物質の量＝資材等（製品）量×含有率

(燃料小売業のように貯蔵タンク等に搬入・搬出のみを行っている場合も該当します。)



年間取扱量算出方法



③ 常時使用する従業員の数が21人以上の事業者（化管法の届出と同じ考え方）

ここでいう「常時使用する従業員数」とは、本社、支社、営業所など、対象業種でない全ての事業所も含めて、従業員数を合計した事業者全体の従業員数です。把握対象年度の4月1日時点（年度途中で事業を開始した事業者においては事業を開始した日）での従業員数で判断します。常時使用する従業員数は、期間を定めずに使用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて使用されている人、又は取扱量等の把握対象年度の前年度2月、3月中にそれぞれ18日以上使用されている人をいい、嘱託、パート、アルバイトも含みます。

役員でも事務職員、労務職員などを兼ねて一定の職につき、一般職員と同じ給与を受けている人も従業員数に加えてください。

| | 役員 | 正社員等 ※2 | 他への 派遣者 (出向者) | 臨時雇 用者 | 別事業者へ の下請労働 | 他からの 派遣者 (出向者) | 別事業者から の下請労働 |
|-----------|-----|------------|---------------------|-----------|----------------|----------------------|-----------------|
| 常時使用する従業員 | ×※1 | ○ | × | × | × | ○ | ○ |

※1 役員であっても、事務職員、労働職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用する従業員数としてカウントします。

※2 嘱託、パート、アルバイトと呼ばれる人で含まれる場合もあります。

条例の届出対象事業者は基本的には化管法と同一の趣旨ですが、化管法の届出対象のうち年間取扱量が1トン（特定第一種指定化学物質の場合は0.5トン）未満であって、特別要件施設（化管法施行令第4条一号ハ～ヘ）を有することのみにより届出対象となった事業者は条例の届出対象から除かれます。

化管法における特別要件施設

- ・ 鉱山保安法第8条1項に規定する建設物、工作物その他の施設
- ・ 下水道業の下水道終末処理施設
- ・ ごみ処分業の一般廃棄物処理施設
- ・ 産業廃棄物処分業の産業廃棄物処理施設
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設

(3) 届出の時期

特定化学物質等取扱事業者は、特定化学物質及び特定化学物質等取扱事業所ごとに、毎年度、4月1日から6月30日（土日の場合は次の月曜日）までの間に、把握した前年度の特定化学物質の取扱量を特定化学物質取扱量届出書（様式第46）によって、所管の東三河総局長・県民事務所長又は中核市の市長に届け出なければなりません。

(4) 特定化学物質取扱量届出書の記入例

様式第46 (第77条関係)

日付は提出日、
郵送の場合は投函日

特定化学物質取扱量届出書

××年××月××日

〇〇県民事務所長 殿

宛先は事業所の所在地を所管する東三河総局長・県民事務所長又は中核市の市長

提出日時点の情報を記入してください。

本社の住所、代表者名で届け出てください。工場長名で届け出る場合は工場長名等を併記し、委任状を添付してください。

届出者 住 所 愛知県名古屋市中区三の丸
郵便番号 460-0000
氏 名 〇〇株式会社
代表取締役社長 愛知 太郎
(名称及び代表者の氏名)

個別郵便番号でなく、その地域で通常用いられるものを記入してください。

県民の生活環境の保全等に関する条例第68条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。

| | | |
|---------------------|-------------------------------------|--|
| 事業所の名称 | 愛知第2工場 | |
| 前回の届出における事業所の名称 | ← 前回届出から変更された場合のみ記入してください。 | |
| 事業所の所在地 | 愛知県〇〇市〇〇町△丁目1番地 | |
| 事業所において常時使用される従業員の数 | 50人 ← 会社全体の従業員数でなく、事業所(愛知第2工場)だけの人数 | |
| 主たる業種 | 事業所において行われる事業が属する業種名 | 産業分類番号 |
| | 輸送用機械器具製造業 | 3100 ← 業種、産業分類番号は化管法の届出と同じものを記入してください。 |
| | 金属製品製造業 | 2800 |
| | 自動車整備業 | 7700 |
| | 燃料小売業 | 5930 |

把握対象年度の4月1日時点の情報を記入してください。

| | | |
|-----------|----------|--|
| 特定化学物質取扱量 | 別紙のとおり。 | |
| ※受付欄 | | |
| 連絡先 | 所 属 | 愛知第2工場 環境管理部管理課 |
| | 氏 名 | 化学 管太郎 ← 届出の受理後に問い合わせをさせていただきますので必ず記入してください。 |
| | 電 話 番 号 | △△△△-△△-△△11 |
| | ファクシミリ番号 | △△△△-△△-△△12 |
| | メールアドレス | Kantarou_kagaku@oo.co.jp |

- 備考 1 前回の届出における事業所の名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

化管法の管理番号順に記入してください。

記入の必要はありません。

※整理番号

別紙が複数枚にわたるときに記入してください。

別紙番号

| 番号 | 管理番号 | 特定化学物質の名称 | 取扱量 (単位 kg) |
|----|------|-----------------|-------------|
| 1 | 53 | エチルベンゼン | 14000 |
| 2 | 80 | キシレン | 6200 |
| 3 | 186 | 塩化メチレン | 2000 |
| 4 | 232 | N, N-ジメチルホルムアミド | 2800 |
| 5 | 240 | スチレン | 2500 |
| 6 | 262 | テトラクロロエチレン | 2000 |
| 7 | 281 | トリクロロエチレン | 4800 |
| 8 | 300 | トルエン | 2100 |
| 9 | 374 | ふっ化水素及びその水溶性塩 | 1300 |
| 10 | 400 | ベンゼン | 550 |
| 11 | 691 | トリメチルベンゼン | 2000 |
| | | | |

化管法の別名がある場合は別名を記載してください。

年間取扱量を有効数字二桁で記入。単位はkg。第一種指定化学物質は1000kg以上、特定第一種指定化学物質^{*}は500kg以上のものだけを記入してください。

- 備考 1 別紙が2枚以上になる場合には、別紙番号の欄に通し番号を記入すること。
 2 番号の欄には、次号の管理番号順に番号を割り振ること。
 3 管理番号及び特定化学物質の名称の欄には、P R T R届出（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第5条第2項の規定による届出をいう。）の際に記載する第一種指定化学物質の管理番号及び名称を記載すること。
 4 取扱量の単位はキログラムとして、有効数字は2桁とする。
 5 ※印の欄には、記載しないこと。

※特定第一種指定化学物質 23物質

| | | |
|---------------------------------|------------------|-------------------|
| 12 アセトアルデヒド | 33 石綿 | 56 エチレンオキシド |
| 75 カドミウム及びその化合物 | 88 六価クロム化合物 | 94 塩化ビニル |
| 160 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン | | 178 1,2-ジクロロプロパン |
| 243 ダイオキシン類 | 281 トリクロロエチレン | 299 トルイジン |
| 309 ニッケル化合物 | 332 砒素及びその無機化合物 | 351 1,3-ブタジエン |
| 385 2-プロモプロパン | 394 ベリリウム及びその化合物 | 397 ベンジリジン=トリクロリド |
| 400 ベンゼン | 404 ペンタクロロフェノール | 406 PCB |
| 411 ホルムアルデヒド | 697 鉛及びその化合物 | |
| 706 ビス(トリブチルスズ)=オキシド | | |